

総合行政ネットワーク ASP 接続料金

令和 7 年 7 月 1 日

地方公共団体情報システム機構

改 訂 履 歴

項番	年月日	主な改訂内容
1	平成 30 年 8 月 1 日	新規作成
2	令和元年 5 月 27 日	第四次 LGWAN 移行後への対応
3	令和 2 年 10 月 1 日	接続料金の減額に伴う改訂
4	令和 3 年 4 月 1 日	接続料金の月額料金の設定に伴う改訂
5	令和 5 年 10 月 1 日	条ずれの修正
6	令和 7 年 5 月 29 日	Web サーバ証明書の有効期間変更及び税込価格への表記変更に伴う改訂

1 LGWAN-ASP 接続料金

総合行政ネットワーク ASP 接続約款第 3 3 条に定める LGWAN-ASP 接続料金（以下「接続料金」という。）は、次のとおりとする。

(1) 接続料金は、表 1 のとおりとする。

なお、LGWAN 接続団体が自らの LGWAN 接続ルータを利用して ASP サービスを提供する場合の接続料金の免除については、総合行政ネットワーク ASP 課金方針書に基づくこととする。

(2) (1)の規定にかかわらず、アプリケーション及びコンテンツサービス提供者に対し従量課金を実施するホスティングサービス提供者又は自ら提供するアプリケーション及びコンテンツサービスについて小規模市町村（人口 5 万人以下）に対し利用料の割引を実施するホスティングサービス提供者に対して課す接続料金は、表 2 のとおりとする。

(3) (2)の規定により表 2 の接続料金の適用を受けようとするホスティングサービス提供者は、運営主体に対し、別の定める総合行政ネットワーク ASP 接続料金の減額に係る申請及び審査基準要領に従って、申請を行うものとする。

(4) 表 2 の接続料金の適用は、原則として(3)のホスティングサービス提供者からの申請を運営主体が承認した日の属する月の翌月からとする。

(5) 国及び国又は地方公共団体に準ずる団体が運営しているホスティングサービス又はアプリケーション及びコンテンツサービス提供者への料金体系が非公開のホスティングサービスについては、(2)の規定は適用しない。

2 接続料金の請求

総合行政ネットワーク ASP 接続約款第 3 7 条第 1 項に定める接続料金の請求時期は、次のとおりとする。

(1) 一時費用

総合行政ネットワーク ASP 接続約款第 2 4 条に定める運営主体が指定する日の属する月（以下「接続月」という。）の翌月末日までに請求する。

また、総合行政ネットワーク ASP 接続約款第 3 5 条に定める作業を実施した日の属する月の翌月末日までに請求する。

(2) 経常費用

経常費用の支払いについては、原則として年一括払いとする。LGWAN への当初接続時は、接続月から接続月の属する当該年度末月までの期間に相当する経常費用を、接続月の翌月末日までに請求する。なお、この費用は、年額料金を 12 で除した額（1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）に接続月から接続月の属する当該年度末月までの月数を乗じた額とする。

また、総合行政ネットワーク ASP 接続約款第 7 条第 1 項に定める年度ごとの契約更新時

には、当該年度の5月末日までに請求する。

3 経常費用の月払いの特例

事情により月払いを希望するサービス提供者にあつては、料金表による月額料金を、毎月支払うことができる。当該支払額については、請求対象月の翌月末日までに請求する。

また、原則として請求日の翌月末日までに、運営主体が指定する方法により、その料金及びその他費用を支払うものとする。

4 接続料金の請求先

接続料金に関する請求は、ホスティングサービス提供者に対して行う。

5 接続料金の見直し

本規程で示す接続料金は、必要に応じて見直す。

附則（令和7年5月29日）

本規程は、令和7年7月1日から施行する。

表1 LGWAN-ASP 接続料金（税込）

		年額		月額		負担免除等			説明		
		料金	単位 (一括)	料金 ※ 6	単位	単一部道府県域にサービス提供					
						民間事業者が サービス提供者	地方公共団体がサービス提供者				
							ASP用に用意した LGWAN接続ルータを使用	自団体のLGWAN 接続ルータを使用			
一時 費用	LGWAN設定料	110,000	新規及び 変更の都度						サービスに必要なDNS設定及びASP接続セグメントへのルーティング設定等		
	IPアドレス発行料	11,000	アドレス毎						サービスに必要なグローバルIPアドレス、ドメイン名の発行		
	アプリケーション 証明書発行料	22,000	証明書 1 件毎				免 除	免 除	WebTrust for CAの検証報告書を取得しているLGPKI認証局からのアプリケーション証明書 (有効期間：1年間)の発行		
	プロトコル追加料	55,000	追加の 都度						基本プロトコル以外でサービスに必要なプロトコルの追加 ※5		
経常 費用	LGWAN接続ルータ 監視料		88,000	年 額 LGWAN接続 ルータ毎	7,337	月 額 LGWAN接続 ルータ毎			免 除	LGWAN接続ルータの監視設備・監視要員経費 二重化構成は 2 件	
	ASP運営管理料		567,600	年 額	47,300	月 額			免 除 ※2	ASPの運営管理にかかる人件費・委託経費等	
	L G W A N 網 使 用 料 ※1	LGWAN網接続 複数都道府県域に サービス提供	10Mbps以下	2,508,000	年 額	209,000	月 額	免 除	免 除	免 除	LGWAN網接続・サービス提供地域が複数都道府県域の場合のLGWAN網使用料
			50Mbps以下	2,682,900		223,575					
			100Mbps以下	2,871,000		239,250					
			200Mbps以下	5,775,000		481,250					
			300Mbps以下	8,646,000		720,500					
			500Mbps以下	14,355,000		1,196,250					
			1Gbps以下	28,710,000		2,392,500					
	LGWAN利用料 ※1 ※3		10Mbps以下	132,000	年 額	11,000	月 額	免 除 ※4	免 除	基本プロトコル・AP基盤等の設備経費等	
	50Mbps以下	148,500	12,375								
	100Mbps以下	165,000	13,750								
	200Mbps以下	462,000	38,500								
	300Mbps以下	627,000	52,250								
500Mbps以下	825,000	68,750									
1Gbps以下	1,702,800	141,900									

※1 回線を冗長化する場合のASP接続料金は、主系、従系のうち料金が高い方の回線を請求対象とします。

※2 他の地方公共団体にサービスを提供する形態においては、免除対象外とします。

※3 都道府県が他の都道府県域にサービスを提供する形態においては、免除とします。

※4 都道府県以外は、免除の対象外とします。

※5 新たな通信プロトコルの導入を希望する場合には、セキュリティ・リスク等の審査を経た上で利用することが可能です。

※6 経常経費を月払いにする場合は、月額料金を適用する。

また、支払額（消費税相当額を含んだ額）に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

表2 減額後の LGWAN-ASP 接続料金（税込）

		年額			月額		負担免除等			説明	
		現行料金	減額後の 料金	単位 (一括)	料金 ※ 6	単位	単一都道府県域にサービス提供				
							民間事業者が サービス提供者	地方公共団体がサービス提供者			
								ASP用に用意した LGWAN接続ルータを使用	自団体のLGWAN 接続ルータを使用		
一 時 経 費	LGWAN設定料		110,000	110,000	新規及び 変更の都度					サービスに必要なDNS設定及びASP接続セグメントへのルーティング設定等	
	IPアドレス発行料		11,000	11,000	アドレス毎					サービスに必要なグローバルIPアドレス、ドメイン名の発行	
	アプリケーション 証明書発行料		22,000	22,000	証明書 1件毎			免 除	免 除	WebTrust for CAの検証報告書を取得している LGPKI認証局からのアプリケーション証明書（有 効期間：1年間）の発行	
	プロトコル追加料		55,000	55,000	追加の 都度					基本プロトコル以外でサービスに必要なプロト コルの追加 ※5	
経 常 費 用	LGWAN接続ルータ 監視料		88,000	44,000	年 額 LGWAN接続 ルータ毎	3,674	月 額 LGWAN接続 ルータ毎		免 除	LGWAN接続ルータの監視設備・監視要員経費 二重化構成は2件	
	ASP運営管理料		567,600	283,800	年 額	23,650	月 額		免 除 ※2	ASPの運営管理にかかる人件費・委託経費等	
	L G W A N 網 使 用 料 ※1	LGWAN網接続 複数都道府県域 にサービス提供	10Mbps以下	2,508,000	1,254,000	年 額	104,500	免 除	免 除	免 除	LGWAN網接続・サービス提供地域が複数都道 府県域の場合のLGWAN網使用料
			50Mbps以下	2,682,900	1,341,450		111,793				
			100Mbps以下	2,871,000	1,435,500		119,625				
			200Mbps以下	5,775,000	5,197,500		433,125				
			300Mbps以下	8,646,000	7,781,400		648,450				
			500Mbps以下	14,355,000	12,919,500		1,076,625				
			1Gbps以下	28,710,000	25,839,000		2,153,250				
	LGWAN利用料 ※1 ※3	10Mbps以下	132,000	66,000	年 額	5,500	免 除 ※4	免 除	免 除	基本プロトコル・AP基盤等の設備経費等	
		50Mbps以下	148,500	74,250		6,193					
		100Mbps以下	165,000	82,500		6,875					
		200Mbps以下	462,000	415,800		34,650					
		300Mbps以下	627,000	564,300		47,025					
500Mbps以下		825,000	742,500	61,875							
1Gbps以下		1,702,800	1,532,520	127,710							

※1 回線を冗長化する場合のASP接続料金は、主系、従系のうち料金が高い方の回線を請求対象とします。

※2 他の地方公共団体にサービスを提供する形態においては、免除対象外とします。

※3 都道府県が他の都道府県域にサービスを提供する形態においては、免除とします。

※4 都道府県以外は、免除の対象外とします。

※5 新たな通信プロトコルの導入を希望する場合には、セキュリティ・リスク等の審査を経た上で利用することが可能です。

※6 経常経費を月払いにする場合は、月額料金を適用する。

また、支払額（消費税相当額を含んだ額）に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。